

個品割賦販売契約約款

第10版
令和7年2月14日

(契約約款の適用等)

第1条 KDDI株式会社(以下「当社」といいます。)は、携帯電話機、その付属品及びその他の商品(いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下あわせて「商品」といいます。)の販売にあたり、この個品割賦販売契約約款(以下「本約款」といいます。)を定め、これにより購入者と商品の割賦販売に係る契約(当社が他の契約約款等により締結するものを除きます。以下「個品割賦販売契約」といいます。)を締結します。

2 当社は、1の商品ごとに1の個品割賦販売契約を締結します。

3 当社は、民法の定めに従い、本約款を変更することがあります。この場合、個品割賦販売契約の契約条件は、変更後の本約款によるものとします。なお、当社は、変更後の本約款及びその効力発生時期を、当社のホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

(個品割賦販売契約の申込みをすることができる条件)

第2条 個品割賦販売契約の申込みは、商品を当社から購入する場合に限り、行うことができます。

(契約の申込み方法及び承諾等)

第3条 購入者は、個品割賦販売契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記した所定の申込書(以下「本申込書」といいます。)を提出していただきます。

(1) 個品割賦販売契約に係る購入者の氏名又は名称

(2) 削除

(3) その他本申込書で指定された事項

2 前項の場合において、購入者は、当社が本申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

3 当社は、次の場合には個品割賦販売契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) その申込みをした者が賦払金(各回ごとの商品の代金の支払金額をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 削除

(3) その申込みをした者が当社の本サービス又は他のサービスに関する料金その他の債務の支払いを現に若しくは過去に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 当社の業務遂行上支障があるとき。

(5) その申込みをした者が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)でないとき。

(6) その他当社が不相当と判断したとき。

(契約の成立時点)

第4条 個品割賦販売契約は、当社が購入者からの個品割賦販売契約の申込みを承諾した旨を、購入者に通知した時をもって成立するものとします。

(商品の引渡し及び所有権の移転)

第5条 商品は、個品割賦販売契約成立後、本申込書記載の時期に当社から購入者に引渡されるものとし、商品の現実の引渡しが完了したときに商品の所有権が当社から購入者に移転するものとします。

- 2 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。
- 3 購入者は、当社から商品の現実の引渡しを受けた場合、遅滞なく該当商品の内容を検査するものとします。

(賦払金の支払方法)

第6条 購入者は、賦払金を、本申込書記載の支払期日（以下「支払期日」といいます。）までに、本申込書記載の支払方法により、当社（第15条第1項の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先）に支払うものとします。

(債務の履行の継続)

第7条 購入者は、個品割賦販売契約に基づく債務の完済までに、購入者と当社又は沖縄セルラー電話株式会社（以下「OCT」といい、当社とあわせて以下「当社等」といいます。）のau（LTE）通信サービス契約約款又はau（5G）通信サービス契約約款（以下あわせて「au約款」といいます。）に係る契約に基づくサービス（以下「au回線」といいます。）を商品で使用している場合であって、そのau回線に係る契約が解除された場合又はau回線に係る利用の一時休止があった場合であっても、その原因の如何に関わらず、本申込書記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

- 2 削除
- 3 削除

(届出事項の変更)

第8条 購入者は当社に届け出た氏名、住所、連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に通知するものとします。

- 2 購入者は、前項の通知がないために、当社（第15条第1項の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先を含みます。以下本項において同じとします。）からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに同意いただくものとします。

第9条 削除

(購入者の情報の取得)

第9条の2 購入者は、当該商品に係るau回線の提供にかかわるものの氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

(購入者の情報の利用)

第9条の3 当社は、第9条の2に定める購入者に係る情報を、当社のau回線に係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

- 2 第9条の2及び前項に定めるほか、au回線に関して取得した購入者に関する情報の取扱いについては、別途当社の定める「KDDIプライバシーポリシー（<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>）」が適用されます。
- 3 購入者は、本約款に基づく購入者に関する情報の取扱いについて、当該情報の本人から

の適法かつ有効な承諾等をあらかじめ取得するものとします。

(契約上の地位の譲渡等)

第9条の4 購入者は、個品割賦販売契約に係る契約上の地位を第三者に譲渡すること（以下「本譲渡」といいます。）を希望するときには、当社所定の書面を当社所定の取扱所にあらかじめ提出するものとします。

- 2 当社は、購入者より前項に基づく書面の提出があつたときには、第3条に定める規定に準じて本譲渡の承諾の可否を判断するものとし、当社所定の方法で当社による承諾があつた場合に限り、購入者は本譲渡を行うことができるものとします。
- 3 購入者が、au回線を商品で使用している者であり、かつ、au約款の定めに従って該当商品に係るau回線についての利用権を法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外の者へ譲渡する場合、購入者は、本申込書記載の該当商品に係る支払総額から既に支払いのあつた全ての賦払金の合計額を控除して得られた残金全額を、当社の別途指定する支払方法により、一括で当該譲渡に先立って当社に弁済するものとします。
- 4 前項の定めは、相続又は法人の合併により個品割賦販売契約に係る契約上の地位が承継される場合には適用しないものとします。

(契約上の地位の承継)

第9条の5 相続又は法人の合併により購入者の地位の承継があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて当社所定の契約事務を行う取扱所に通知していただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(期限の利益の喪失)

第10条 購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に個品割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 賦払金の支払いを遅滞し、当社（第15条第1項の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となる者）から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
 - (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
 - (5) その売買契約が購入者にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約に係るものを除きます。）となる場合で購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
- 2 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社（第15条第1項の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先）の請求により個品割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- (1) 個品割賦販売契約上の義務に違反し、その違反が個品割賦販売契約の重大な違反となるとき。
 - (2) 購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

(遅延損害金)

- 第11条 購入者が、賦払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日の前日に至るまでの当該賦払金に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。
- 2 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、本申込書記載の支払総額から既に支払いのあった全ての賦払金の合計額を控除して得た残金全額に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(手数料の負担等)

- 第12条 購入者は、賦払金の支払いに関する手数料を負担するものとします。
この場合において、当該手数料の金額及びその負担の方法は、当社が別に定めるところによります。

(料金の請求等)

- 第12条の2 個品割賦販売契約に係る料金その他の債務に係る当社からの請求は、本約款、当社が別に定める「ご請求に関するお手続き (<https://biz.kddi.com/support/payment/>)」、当社の「『請求統合』に係る取扱い規約」、「WEB de 請求書ご利用規約」又は「『KDDIまとめて請求』に係る取扱い規約」その他当社が別に定めるところにより行われるものとします。

(提供内容の相違による契約の解除等)

- 第13条 購入者は、第5条第3項の規定に基づく検査により、引き渡された商品が種類、品質又は数量に関して個品割賦販売契約の内容に適合しないものであることが明らかになった場合には、当該検査後直ちに当社が指定する方法で当社にその旨を通知したときに限り、当社に対し、当該商品の代替品の納入、又は不足分の引渡し（以下本条において「履行の追完」といいます。）を請求することができるものとします。
- 2 当社は、前項の規定に基づき購入者より履行の追完の請求を受けたときは、相当の期間を定め履行の追完を行うこととします。
- 3 購入者は、第1項の規定に基づき履行の追完の請求を行った場合において、前項に基づく相当の期間の経過後もなお当社からの履行の追完がなされなかったときは、事前の書面による当社への通知をもって、個品割賦販売契約を解除することができるものとします。

(合意管轄裁判所)

- 第14条 購入者は、個品割賦販売契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(割賦債権の譲渡)

- 第15条 当社等は、購入者に対する個品割賦販売契約に基づく債権をOCT又はその他第三者に譲渡することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び当社等が購入者の個人情報譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。
- 2 前項の場合において、譲渡先がOCTの場合には、当社は、購入者への個別の通知又は

譲渡承認の請求を省略することができるものとします。

(反社会的勢力の排除)

第16条 購入者は、購入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) 前各号の共生者
- (9) その他前各号に準ずる者

2 購入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社等の信用を毀損し、又は当社等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 次の各号のいずれかに該当し、個品割賦販売契約を締結すること、又は個品割賦販売契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、購入者との個品割賦販売契約について、解除等（個品割賦販売契約の申込みを承諾しないこと又は催告なしに個品割賦販売契約を解除することをいいます。）を行うことができるものとします。

- (1) 購入者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (2) 購入者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
- (3) 購入者が第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (4) 前3号に関する必要な調査等に応じないとき又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

4 前項の規定の適用により、個品割賦販売契約が解除された場合、購入者は、個品割賦販売契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

5 前2項の規定の適用により、当社等に損害等（損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、購入者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

(不可抗力)

第17条 当社は、個品割賦販売契約に基づく義務の履行遅延または履行不能について、かかる遅延又は不履行が当社の合理的な支配に及ばない原因によるものである場合には、一切の責任を負いません。かかる原因には、天災、労働紛争その他の産業騒乱、停電、公共サービスの停止、ウイルス又は疫病・伝染病の蔓延、その他の通信障害、自身、嵐等の自

然現象、封鎖、通商停止、暴動、政府の行為又は命令、テロ行為、及び戦争が含まれます。

(権利の不放弃)

第18条 当社が個品割賦販売契約のいずれの規定に基づく権利を行使しない場合でも、そのことがかかる規定に基づく権利を当社が現在又は将来において放棄することにはならず、また、後にかかる規定に基づく権利を当社が行使したときに当社の権利は何らの制限もされないものとします。

(可分性)

第19条 個品割賦販売契約のいずれかの部分が無効または執行不能と解釈された場合であっても、個品割賦販売契約の残余の部分は引き続き完全な効力を有するものとします。

2 前項の場合に、無効または執行不能とされた部分は、かかる部分の本来の効果及び意図に従って解釈されるものとします。かかる解釈が不可能な場合には、無効または執行不能とされた部分は個品割賦販売契約から分離されますが、個品割賦販売契約の残余の部分は引き続き完全な効力を有するものとします。

(準拠法)

第20条 個品割賦販売契約は、日本国の法令に基づき解釈されます。

附 則

(実施時期)

この約款は、平成20年6月10日から実施します。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成24年9月21日から実施します。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年2月12日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に申込みがあった個品割賦販売契約に係る契約条件については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、令和2年3月26日から実施します。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に申込みがあった個品割賦販売契約に係る契約条件については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和6年9月2日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に申込みがあった個品割賦販売契約に係る契約条件については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和6年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に申込みがあった個品割賦販売契約に係る契約条件については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和7年2月14日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に申込みがあった個品割賦販売契約に係る契約条件については、なお従前のとおりとします。